

宇治市公益通報の処理に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づく外部の労働者からの公益通報の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

外部公益通報 法第2条第1項に規定する公益通報のうち、外部の労働者が、その労務提供先又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合に、その旨を当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する市の機関に通報することをいう。

市の機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

通報者 外部公益通報として通報を行った者をいう。

所管課 通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する市の機関に置かれる当該処分又は勧告等に係る事務を所管する課等をいう。

通報処理 次に掲げる外部公益通報に関する処理をいう。

ア 外部公益通報に係る相談の対応

イ 外部公益通報の受付及び受理

ウ 調査の実施

エ 通報対象事実があると認められた場合の法令に基づく措置
その他適切な措置の実施

(通報窓口)

第 3 条 外部公益通報の相談及び受付の窓口 (以下「通報窓口」という。) は、総務・市民協働部市民協働推進課に設置し、その事務を行うものとする。

2 通報窓口は、市の機関に対する外部公益通報に関し、前項に規定する事務のほか、所管課との連絡調整を行う。

3 第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、同条第 3 項及び第 8 条第 2 項に規定する通報者に対する通知は、通報窓口を經由して行うものとする。

(通報の受付等)

第 4 条 通報窓口は、電話、面談、書面、電子メールその他適切な方法により、外部公益通報としてなされる通報を受け付けるものとする。

2 通報窓口は、外部公益通報としてなされる通報を受け付けるときは、通報者の氏名及び連絡先、通報対象事実並びに当該通報対象事実における市の機関の処分又は勧告等の権限の有無についての事項を確認するものとする。

3 通報窓口は、前項に掲げる事項以外の事項について、通報者に対し、所管課が外部公益通報の要件を確認するために必要な情報の提供を求めるものとする。

4 通報窓口は、外部公益通報としてなされる通報を受け付けたときは、速やかに当該通報を所管課に引き継ぐものとする。

(権限を有する行政機関の教示)

第 5 条 通報窓口は、外部公益通報としてなされた通報について市の機関が処分又は勧告等の権限を有しないときは、通報者に対し、その処分又は勧告等の権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(外部公益通報としての受理の決定等)

第6条 所管課は、第4条第4項の規定により通報を窓口から引き継いだときは、当該通報が外部公益通報の要件をすべて満たしているかを確認した後、外部公益通報として受理するか否かを決定するものとする。

2 所管課は、前項の規定により外部公益通報として受理することと決定したときはその旨を、外部公益通報として受理しないことと決定したときはその旨及び理由を、遅滞なく、通報者に通知するものとする。

3 所管課は、通報者が前項の通知を希望しないときは、当該通知をしないことができる。

(調査の実施等)

第7条 所管課は、外部公益通報について、通報等に関する秘密が保持されるよう十分に配慮し、必要かつ適切な方法により調査を実施しなければならない。

2 所管課は、調査の進捗状況について、必要に応じて、通報者に通知するよう努めなければならない。

3 所管課は、調査が終了したときは、遅滞なく、調査の結果を通報者に通知するものとする。

4 所管課は、通報者が前2項の通知を希望しないときは、当該通知をしないことができる。

(調査結果に基づく措置等)

第8条 所管課は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適切な措置をとるものとする。

2 所管課は、前項の措置をとったときは、遅滞なく、その内容を通報者に通知するよう努めなければならない。

3 所管課は、通報者が前項の通知を希望しないときは、当該通知をしないことができる。

(通報者の責務)

第9条 通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他不正の目的で外部公益通報を行ってはならない。

- 2 通報者は、客観的事実に基づき、誠実に外部公益通報を行わなければならない。
- 3 通報者は、自己の氏名、連絡先その他通報処理のために必要な事項を明らかにしてこれを行わなければならない。
- 4 通報者は、自己が行った外部公益通報に係る第7条の規定による調査に協力しなければならない。

(通報処理関係者の責務)

第10条 通報処理に関与する職員(以下「通報処理関係者」という。)は、通報処理を行うに当たっては、法及びこの要項の趣旨にのっとり、通報者の保護に配慮するとともに、調査の対象者等の権利を不当に侵害することのないよう、公正かつ誠実に行わなければならない。

- 2 通報処理関係者は、通報処理に関し職務上知り得た個人に関する情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(利益相反に係る通報処理の禁止)

第11条 通報処理関係者は、外部公益通報が自らに関係するものである場合には、その通報処理に関与してはならない。

- 2 前項に規定する場合において、通報処理を行うべき者が欠けることとなるときは、市長は、他の職員をもって通報処理関係者に充てることができる。

(他の所管課又は他の行政機関への協力)

第12条 所管課その他の市の機関の課等は、他の所管課又は他の行政機関から外部公益通報又はそれ以外の公益通報に係る調査等について協力を求められた場合は、正当な理由があるときを除き、必要な協力を行うものとする。

(公表)

第13条 市長は、外部公益通報に関して必要であると認める事項を、適宜公表するものとする。

(補則)

第 1 4 条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める

。

附 則

この要項は、平成 2 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 2 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。